

第10回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和2年4月5日(日) 16:00～

場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生状況について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策について
- (3) その他

3 閉 会

(配布資料)

【資料1】 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生状況について

【資料2】 新型コロナウイルス感染症対策について

【資料3】 県民の皆さまへのメッセージ

第10回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】

システム操作卓

鈴木副知事
(副本部長)

知事
(本部長)

井出副知事
(副本部長)

警察本部長

総務部長

企画調整部長

保健福祉部長

農林水産部長

出納局長

病院局長

文化スポーツ局長

観光交流局長

アドバイザー
(福島県立医科大学)

教育長

危機管理部長

生活環境部長

商工労働部長

土木部長

企業局長

避難地域復興局長

子ども未来局長

原子力損害対策
担当理事

次長

地域医療課長

医療調整担当課長

地域医療課主幹

地域医療課主幹

地域医療課主任

報道機
関ス
ス

9面マルチディスプレイ

入口

システム機器類
(TV会議装置等)

第10回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	大島幸一	
6	企画調整部	部長	橘清司	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	渡辺仁	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	子ども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	宮村安治	
13	観光交流局	局長	國分守	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	高荒由幾	
18	企業局	局長	安達和久	
19	病院局	局長	伊藤直樹	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	林学	
○	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学教授	金光敬二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	保健福祉部	次長 (健康衛生担当)	三浦爾	
2	保健福祉部地域医療課	課長	熊谷光彦	
3	保健福祉部医療調整担当	課長	金成由美子	
4	保健福祉部地域医療課	主幹兼副課長	吾妻正明	
5	保健福祉部地域医療課	主幹	薄葉由美	
6	保健福祉部地域医療課	専門保健技師	幕田真弓	

新型コロナウイルス感染症患者の県内発生状況について

令和2年4月5日現在

事例	陽性判明日	保健所 (市町村)	年代	性別	入院/退院	備考
1	3月7日	いわき市	70代	男性	退院	
2	3月14日	郡山市	70代	女性	入院中	
3	3月31日	福島市	70代	男性	入院中	
4	3月31日	福島市	20代	女性	入院中	
5	4月1日	福島市	70代	女性	入院中	3例目患者の濃厚接触者。
6	4月1日	南相馬市	50代	男性	入院中	
7	4月2日	南相馬市	70代	女性	入院中	6例目患者の濃厚接触者。
8	4月2日	須賀川市	10代	女性	入院中	
9	4月3日	南相馬市	30代	女性	入院中	6例目患者の濃厚接触者。
10	4月4日	南相馬市	50代	男性	入院調整中	9例目患者の同居家族。
11	4月4日	南相馬市	50代	女性	入院中	9例目患者の同居家族。
12	4月4日	南相馬市	20代	男性	入院調整中	9例目患者の同居家族。
13	4月4日	矢吹町	20代	男性	入院中	
14	4月4日	郡山市	70代	男性	入院中	
15	4月5日	県中保健所管内	30代	男性	入院予定	
16	4月5日	県中保健所管内	50代	女性	入院予定	

新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について（15, 16 例目）

本日（4月5日）、県衛生研究所が行った新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。

【15 例目概要】

年 代	30代
性 別	男性
居住地	福島県（県中保健所管内）
症状・経過	4月3日 発熱（38.0度） 4月4日 発熱（37.4度）。 帰国者・接触者外来を受診。 4月5日 新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	入院予定。本人は軽症。
備考	県内患者8例目の濃厚接触者

※行動歴、濃厚接触者については保健所にて調査中

【16 例目概要】

年 代	50代
性 別	女性
居住地	福島県（県中保健所管内）
症状・経過	4月3日 悪寒出現 4月4日 発熱（37.9度）、頭痛あり。 帰国者・接触者外来を受診。 4月5日 新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	入院予定。本人は軽症。
備考	県内患者8例目の濃厚接触者

※行動歴、濃厚接触者については保健所にて調査中

＜報道機関の皆様へ＞

患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について（10, 11, 12 例目）

本日（4月4日）、県衛生研究所が行った新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。

【10例目概要】

年代	50代
性別	男性
居住地	福島県（相双保健所管内）
症状・経過	4月3日 同居家族が陽性と判明 4月4日 新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	症状なし。入院予定
備考	県内患者9例目の同居家族

※行動歴、濃厚接触者については保健所にて調査中

【11例目概要】

年代	50代
性別	女性
居住地	福島県（相双保健所管内）
症状・経過	4月3日 同居家族が陽性と判明 4月4日 新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	症状なし。入院予定
備考	県内患者9例目の同居家族

※行動歴、濃厚接触者については保健所にて調査中

【12例目概要】

年代	20代
性別	男性
居住地	福島県（相双保健所管内）
症状・経過	4月3日 同居家族が陽性と判明 4月4日 新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	症状なし。入院予定
備考	県内患者9例目の同居家族

※行動歴、濃厚接触者については保健所にて調査中

<報道機関の皆様へ>

患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について（13例目）

本日（4月4日）、県衛生研究所が行った新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。

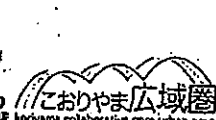
県内で新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されたのは、13例目となります。

【患者の概要】

- (1) 年代 : 20代
- (2) 性別 : 男性
- (3) 居住地 : 福島県（県南保健所管内）
- (4) 症状・経過
 - 3月30日 発熱（37.3度）
 - 3月31日 発熱（37.4度）、咽頭痛、倦怠感あり
 - 4月1日 嗅覚の異常出現
 - 3日 体温36.9度、咽頭痛、倦怠感があり、帰国者・接触者相談センターに相談あり。
帰国者・接触者外来を受診
 - 4日 新型コロナウイルス検査の結果、陽性であることが判明。
入院予定。本人は軽症
- (5) 行動歴
 - ・症状出現前2週間の海外渡航歴はなし。
 - ・行動歴の詳細は県南保健所にて調査中。
- (6) その他
 - ・濃厚接触者については、県南保健所で調査中。

<報道機関の皆様へ>

患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。



令和2年4月4日
郡山市保健福祉部
保健所地域保健課
担当：佐久間 敦雄

ターゲット 3.3 TEL：924-2163

新型コロナウイルス感染症患者の発生について 市内2例目

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

4月4日、福島県衛生研究所が行った新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。

市内で新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されたのは、2例目となります。

【患者の概要】

- (1) 年代：70代
- (2) 性別：男性
- (3) 居住地：郡山市保健所管内
- (4) 症状・経過

4月1日	眼科手術のため、市内の医療機関に入院
4月2日	18時30分退院。帰宅後、深夜になり呼吸苦出現
4月3日	深夜、市内の医療機関へ救急搬送・入院 発熱、呼吸苦、軽度肺炎所見
4月4日	同医療機関から帰国者・接触者センターに相談があり PCR 検査実施 PCR 検査結果、陽性判明 上記医療機関に入院中

(5) 行動歴

- ・発症前2週間以内に海外渡航歴なし
- ・症状出現後は受診以外に外出なし
- ・新型コロナウイルス感染者との接触について、本市保健所で調査中

(6) 濃厚接触者

同居家族1名・別居親族3名

その他の濃厚接触者について、本市保健所で調査中

<報道機関の皆様へ>

患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年4月5日

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 現状

(1) 感染状況

① 国内の感染状況

(単位 人)

都道府県名	陽性者数	うち死亡者数
東京都	779	12
大阪府	347	2
愛知県	198	19
千葉県	192	1
北海道	190	8
神奈川県	181	6
兵庫県	172	11
埼玉県	131	4
その他	665	0
合計	2,855	69

※ チャーター便帰国者15名、空港検疫65名、クルーズ船乗員・乗客712名(死亡者11名)を除く。

※ 令和2年4月4日12時時点(厚生労働省発表)

② 県内の感染状況

14人 (3/7: 1名確認。退院(4/1)、3/14: 1名確認。現在入院中
3/31: 2名確認。現在入院中、4/1: 2名確認。現在入院中
4/2: 2名確認。現在入院中、4/3: 1名確認。現在入院中
4/4: 5名確認。現在3名入院中。2名調整中。)

※ クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」乗船者の県内受入患者(7名)については、3月18日13時をもって全て退院。

(2) 検査の状況(県内発生分)

(令和2年4月4日)

	検査実施件数 (1/26~4/4)	陽性者数 (累計)	退院	
			退院	入院中
県内疑似症等	306	14	1	11
県内陽性者	8			
クルーズ船	41	7	7	0
総計	355	21	8	11

※ 福島市保健所における検査37件を含む。

(3) 相談対応の状況

① 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）相談件数
 （令和2年4月3日現在）（単位 件）

1/29 ~2/8	2/9 ~2/15	2/16 ~2/22	2/23 ~2/29	3/1 ~3/7	3/8 ~3/14	3/15 ~3/21	3/22 ~3/28	3/29~	合計
121	33	216	198	164	184	142	147	723	1,928

(参考) 保健所の相談対応数

(令和2年4月3日現在) (単位 件)

1/29 ~2/8	2/9 ~2/15	2/16 ~2/22	2/23 ~2/29	3/1 ~3/7	3/8 ~3/14	3/15 ~3/21	3/22 ~3/28	3/29~	合計
318	124	541	725	753	760	606	527	1,189	5,507

② 帰国者・接触者相談センター（県内9カ所）相談件数

(令和2年4月1日現在) (単位 件)

1/29 ~2/8	2/9 ~2/15	2/16 ~2/22	2/23 ~2/29	3/1 ~3/7	3/8 ~3/14	3/15 ~3/21	3/22 ~3/28	3/29~	合計
1	16	122	204	262	383	286	440	1,036	2,750

- 1月28日 新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定することを閣議決定。2月1日に関係政令施行。
- 1月30日 内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部設置。
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急対応策を決定。
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定。
- 2月26日 全国規模のイベントについて、今後2週間、中止、延期、規模縮小等の対応を要請。
- 2月28日 全国すべての学校等に対し3月2日から春休みまでの臨時休業を要請。
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急対応策（第2弾）を決定。併せて全国の大規模なイベント自粛を10日間程度継続するよう要請。
- 3月13日 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法成立。新型コロナウイルス感染症に同法の規定を適用。
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、クラスターの大規模化や患者の急激な増加に備える必要があると分析し、学校を始めとした活動については、地域ごと感染状況別の対応を検討するよう提言。

- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部において、クラスター対策の抜本的な強化及び重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備に取り組むとともに、国民への3つの条件が重なる場を避ける行動や大規模イベントについての主催者への慎重に対応、開催の判断の際の感染リスクへの対応を要請。
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部において、日本人を含む米国からの入国者に対し、指定する場所での14日間の待機及び公共交通機関の使用自粛の要請を当面4月末日まで実施することなどを報告。
- 3月27日 全国知事会は、各都道府県に対し、就職や進学等で東京都を始め感染が拡大している地域へ転出される方への注意喚起を依頼。
- 3月28日 第23回新型コロナウイルス感染症対策本部において、特措法に基づく「基本的対処方針」を策定。緊急経済対策の取りまとめを指示。
- 4月1日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、感染状況の踏まえた地域区分における対応策や市民に求める取組の徹底等を提言。
- 4月2日 厚生労働省が、重傷者を優先する医療体制へシフトし、軽症者は宿泊・自宅療養等とする等の文書を発出。

3 市町村の対応状況

- 53市町村で対策本部を設置済(3/27)。未設置の市町村においても既存の会議で対応中。
- 住民への情報発信、マスク不足や学校休業に伴う対応などに取り組んでいる。

4 県の対応状況

【対策本部員会議】

- 1月29日 第1回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- 2月21日 第2回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- 2月27日 第3回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 「新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針」を決定。「集団発生の防止」「重症者対策」「流行期に備えた体制整備」について、必要な体制強化を図る。
 - ・ 県主催のイベント等に関して「新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について」を決定(適用期間:2/28~3/15)。
- 3月7日 第4回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 県内患者一例目の発生を受けて、知事メッセージ発出
- 3月13日 第5回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 国の緊急対応策(第2弾)を踏まえた県の対応について説明。
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について」の適用期間を3月末まで延長。

- 3月15日 二例目の発生を受け、県中地域本部会議開催。
- 3月24日 第6回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 国の専門家会議の状況分析・提言を受けて、公立学校の4月1日からの活動再開や県主催イベントの今後の対応方針を決定。
- 3月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく福島県対策本部を設置
- 3月27日 第7回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 知事メッセージを發出し、東京都の感染防止対策に協力するため、東京方面への週末(3/28~29)の不要・不急の往来を控えるよう要請。
- 3月30日 第1回福島県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会
 - ・ 県新型コロナウイルス感染症対策基本方針について協議。
- 3月31日 第8回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 県新型コロナウイルス感染症対策基本方針を決定
- 4月 2日 福島県新型コロナウイルス感染症対策地域本部を設置。(県北 3/31、県中 3/14、県南 4/2、会津 4/2、南会津 4/2、相双 4/1、いわき 4/2)
- 4月 3日 第9回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 知事メッセージを發出し、当面の間、東京方面への不要・不急の往来を控えるよう、また陽性となった方などに対する偏見や差別的言動を行わないように要請。

【基本方針に基づく取組状況】

(1) 情報提供・共有

- ・ 新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、咳エチケットや手洗いなどの感染予防対策や県主催イベントの開催中止等について発信。
- ・ 県ホームページのトップページに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載。
- ・ 県内の事業者から聞き取り調査により生活必需品の需給状況を把握し、ホームページに必要な情報を掲載。
- ・ 県内の検査結果状況(累計)をホームページ上で毎日更新。(3/6~)
- ・ 県内の感染発生の概要等についてホームページに記載。(3/7~)
- ・ 患者発生時における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成・配信。
- ・ 引き続き、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、ツイッター等のあらゆる手段を活用した情報発信をしていく。

(2) サーベイランス・情報収集

① 県内での検査体制の拡充

- ・ 衛生研究所において、1日最大32検体(概ね16人分)の検査を行う体制から、3月9日以降1日最大48検体(概ね24人分)の検査を行う体制に拡充。
- ・ (株)江東微生物研究所との間で、3月10日付けで検査委託契約を締結し、1日50検体(概ね25人分)の検査体制をさらに拡充。
- ・ 福島市保健所において、3月23日から1日16検体(8人分)の検査体制を確立。3月23日付けで検査委託契約を締結。
- ・ いわき市保健所において、4月1日から1日10検体(5人分)の検査体制を確立。
- ・ 県内の検査体制は、1日最大124検体(概ね62人分)となった。
- ・ 今後も、更なる検査体制の拡充に向け、郡山市、医療機関及び民間検査機関における検査体制確立に向けた支援・調整を継続。

② 相談受付体制の強化

- ・ 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)の回線数を3月16日(月)から3回線に増設。土日の受付を4月4日(土)から開始。
- ・ 帰国者・接触者相談センターの平日夜間と土日の受付を3月16日(月)から対策本部内(本庁)に集約。
- ・ 外国人住民が帰国者・接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話(電話)による通訳支援を実施(英語・中国語・タガログ語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語に対応)
- ・ コールセンター等による電話相談に加え、相談窓口の充実を図るため、LINEを活用したサポートを3月27日(金)から開始。

(3) まん延防止

- ・ 市町村や民間に対して、感染防止のためイベント延期等呼びかけ。
- ・ 国専門家会議の見解等を踏まえ、県主催イベント等の開催基準を改定(適用期間は当面の間)するとともに、市町村や民間に対しても参考として送付。
- ・ 県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導し、必要な支援を行うとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。(基本方針項目)
- ・ 学校と地域の保健所の連携強化等を図るため、公立小・中学校の担当者を対象に各保健所職員と合同で研修会を開催。(3/16~3/19)

(4) 医療

- ・ 4月1日付けで帰国者・接触者外来を27箇所から28箇所へ拡充。
- ・ 感染症指定医療機関の32床に加え、入院可能な病床として一般病床20床を確保。

- ・ 4月2日(木)に医師会、病院協会、県内各保健所等の関係機関による「医療調整会議」を開催。更なる病床の確保に向けて調整中。
- ・ 必要性を見極めながら、医療提供体制の整備に向け、国の制度の活用について調整中。

(5) 経済・産業・雇用対策

① 企業への貸付制度等

- ・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化(3/5)。
- ・ 国の資金繰り対策について関係機関に情報提供するとともに、県制度資金(緊急経済対策資金(外的変化対応資金))の利用を呼びかけ。
- ・ 関係団体に対し、雇用調整助成金の特例措置を周知。

② 世帯への貸付制度等

- ・ 新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金(緊急小口資金)及び総合支援資金(生活支援費)について特例貸付の受付を開始。(3/25)
- ・ 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援の創設について周知。(3/10)

③ 関係機関と連携した相談への対応

- ・ 商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携・協力。(県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。)
- ・ 福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)にて、雇用関係の各種相談に対応。
- ・ 県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設(3/3)
- ・ 福島労働局が開設した特別労働相談室(2/14～)とも連携しながら対応。
- ・ 東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援。

④ 事業継続に向けた対応等

- ・ 農林水産省が公表した「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・事業継続に関する基本的なガイドライン」について市町村、関係団体へ周知。

(6) その他

- ・ 帰国者・接触者外来設置医療機関や介護施設等に対して、県で備蓄していたマスクや防護服を提供。
- ・ 高齢者施設等における面会については、「緊急やむを得ない場合を除きできる限り制限されるなど、万全の対策をとられるよう」との部長通知。(2/25)
- ・ 高齢者施設等に対して、「感染防止対策の徹底」と「感染が疑われる者が

発生した場合の対策」など、感染防止対策の徹底を部長通知（3/8）。また、市町村に対しても同様に協力依頼（3/9）。

- ・ 高齢者施設等における感染症防止の対策の徹底を図るため、市町村と連携し各施設等で実施している感染症防止の対策事例の共有等に関する部長通知を发出（3/19）
- ・ 高齢者施設等に対する新型コロナウイルス集団感染防止に係る注意喚起の周知（国事務連絡）を改めて高齢者施設等へ周知（3/26）。
- ・ 高齢者施設等における感染拡大防止対策の更なる徹底を図るため、対策事例の内容を追加の上、施設等及び市町村へ部長通知を发出（4/2）。
- ・ 国から提供された医療機関用マスク約 28,000 枚を「帰国者・接触者外来」を担う医療機関に提供（3/19）。
- ・ 3/31 以降、国が追加で約 19 万枚のマスクを医療機関等に 4/3 までに配布する予定。
- ・ 更に、4/6 以降、国から約 19 万枚のマスクが配布される予定。
- ・ 介護施設等には、国が直接、布製マスクを 3 月 30 日から順次配布中（枚数は利用者及び職員に 1 枚ずつを目安）。
- ・ 医療機関・社会福祉施設等に国から配分される手消毒用エタノールについて、国へ数量を報告（3/30）。
- ・ 県薬剤師会の仲介により、東北アルフレッサ（株）から購入する消毒液 800 ℓを、高齢者施設等へ 4 月上旬に配布見込（4/1）。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童の家庭に、国から配分された手指消毒用エタノールを訪問看護ステーション及び障害児通所支援事業所を通じて配布（4/2）
- ・ マスク等の品薄状態が続いていることを踏まえ、今回の補正において、国の補助制度を活用したマスク等の購入経費を計上し、順次購入。
- ・ 引き続き、県としても、医療機関などのマスクの不足状況の把握に努めるとともに、災害時の応援協定を締結している企業や卸、販売業者をはじめ、新たな製造業者等に提供の働きかけを行うほか、国に対して調達先の紹介を依頼するなど、必要量の確保に努めていく。
- ・ 児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま 24 時間子ども SOS」等の電話相談窓口を活用。

県主催イベント等の今後の対応について

令和2年4月5日
危機管理部

○4月1日の国の専門家会議において、感染状況から3つの地域区分ごとに想定される対応が示された。

- ①「感染拡大警戒地域」では、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること。
- ②「感染確認地域」では、人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策をした上で、感染拡大のリスクの低い活動については実施。具体的には、屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加を控えること。
- ③「感染未確認地域」では、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用、参加者が特定された地域、イベントなどについては、適切な感染症対策を講じた上で、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意しながら実施すること。

○現在のところ、本県は「感染確認地域」にあたることから、県主催のイベント等に係る開催基準を以下のとおり改め、当面の間、適用することとする。

<県主催イベント等の開催基準>

- ◇国の専門家会議の提言を踏まえ、屋内での50人以上の集会・イベント等は、原則、規模の縮小、延期または中止とすること。
- ◇入学式や資格試験など、この時期に開催しなければならず、実施日の変更が困難なものや参集範囲が限定されるものなどについては、「3つの密」を回避する対策を確実に講じたうえで実施すること。
- ◇上記以外のイベント等は、適切な感染症対策を講じた上でリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意しながら実施すること。

＜県民の皆さまへのメッセージ＞

新型コロナウイルス感染症は、全国では4月5日現在、3400人を超える感染者が確認され、都市部を中心に患者が急増しております。

福島県におきましても、3月31日からの6日間で新たに14例の陽性患者の発生が確認され、二次感染、三次感染が見られるほか、感染源が明らかではない事例が増加するなど、今後、急激に患者が増えることが危惧される非常に重要な局面にあります。

現時点では、新規の感染者数は一日あたり最大5名であり、未だ感染者が確認されていない地域もあることから、本県は4月1日に開催された国の専門家会議で示された「感染確認地域」にあたるかと考えておりますが、これまで以上に、県民の皆さんと力を合わせて感染拡大防止に取り組む必要があると考えております。

このため、県民の皆様には改めて、次の3つについて御理解と御協力をお願いしたいと思います。

【1 感染症予防策の徹底について】

1点目は、感染症予防策の徹底についてです。

引き続き、咳エチケットや手洗いをはじめとした基本的な感染症対策を徹底していただくとともに、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を避けるようお願いいたします。

特に、他県では病院や福祉施設などにおいてクラスターが発生し、規模が

拡大するケースが見られますので、こうした施設での一層の感染対策をお願いいたします。

【2 自らが感染源とならないような行動について】

2点目は自らが感染源とならない行動についてです。

新型コロナウイルスは、感染しても最大で14日程度の潜伏期間があると言われており、症状が出ない、又は軽い場合もあることから、気がつかないうちに感染を拡げていることが懸念されております。

本県でも二次感染、三次感染の事例が見られたように、自らが感染を拡大する原因となる可能性を十分に意識して、若い世代の方も含め3つの「密」を徹底的に避けるなど自らの行動を考えていただきたいと思っております。

自分を守ること、そして自分の大切な人を守る行動が社会を守ることにつながります。

更に、東京など感染が拡大している地域からの転入者や往来を行っていた方につきましては、健康管理に努め、少しでも症状があれば速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡されるようお願いいたします。

これは、個人だけではなく、会社や学校などの御協力が是非とも必要となることから、御配慮をよろしくお願いいたします。

【3 感染者やその周辺への差別・偏見について】

3点目は、感染者やその周辺の方、職場、学校などに対する差別・偏見についてであります。

これまで、感染者が働いていた職場などにおいて嫌がらせや不当な対応が相次いでいるという報道があります。

県民の皆様にとっては不安や恐れのお気持ちがあろうかと思いますが、原発事故による風評に苦しめられている福島県民だからこそ、新型コロナウイルスの陽性となった方やその関係者に対する差別や偏見は、なさないよう切に願います。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、刻々と状況が変化しており、県としましては、状況に応じて柔軟かつ的確に対応するとともに、あらゆる施策を総動員し、強い決意で対策に取り組んでまいります。

今は、県民の皆さん1人1人の行動が必要とされており、また、企業、学校、団体、地域において、できる限りの取組が求められています。

全県一丸となってこの困難を乗り越えていけるよう、皆さんのお力添えをよろしくお願いいたします。

令和2年4月5日

福島県知事 内堀 雅雄

